

# 施設入所支援に要する費用の算定方法

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第10 施設入所支援</p> <p>1 施設入所支援サービス費(1日につき)</p> <p>イ 利用定員が40人以下</p> <p>(1) <u>区分6 400単位</u></p> <p>(2) <u>区分5 328単位</u></p> <p>(3) <u>区分4 256単位</u></p> <p>(4) <u>区分3 180単位</u></p> <p>(5) <u>区分2以下 115単位</u></p> <p>ロ 利用定員が41人以上60人以下</p> <p>(1) <u>区分6 309単位</u></p> <p>(2) <u>区分5 249単位</u></p> <p>(3) <u>区分4 188単位</u></p> <p>(4) <u>区分3 138単位</u></p> <p>(5) <u>区分2以下 99単位</u></p> <p>ハ 利用定員が61人以上80人以下</p> <p>(1) <u>区分6 255単位</u></p> <p>(2) <u>区分5 207単位</u></p> <p>(3) <u>区分4 158単位</u></p> <p>(4) <u>区分3 121単位</u></p> <p>(5) <u>区分2以下 92単位</u></p> <p>ニ 利用定員が81人以上</p> <p>(1) <u>区分6 231単位</u></p> <p>(2) <u>区分5 186単位</u></p>	<p>第10 施設入所支援</p> <p>1 施設入所支援サービス費(1日につき)</p> <p>イ <u>施設入所支援サービス費(I)</u></p> <p>(1) <u>利用定員が40人以下 400単位</u></p> <p>(2) <u>利用定員が41人以上60人以下 309単位</u></p> <p>(3) <u>利用定員が61人以上80人以下 255単位</u></p> <p>(4) <u>利用定員が81人以上 231単位</u></p> <p>ロ <u>施設入所支援サービス費(II)</u></p> <p>(1) <u>利用定員が40人以下 381単位</u></p> <p>(2) <u>利用定員が41人以上60人以下 289単位</u></p> <p>(3) <u>利用定員が61人以上80人以下 238単位</u></p> <p>(4) <u>利用定員が81人以上 214単位</u></p> <p>ハ <u>施設入所支援サービス費(III)</u></p> <p>(1) <u>利用定員が40人以下 359単位</u></p> <p>(2) <u>利用定員が41人以上60人以下 266単位</u></p> <p>(3) <u>利用定員が61人以上80人以下 219単位</u></p> <p>(4) <u>利用定員が81人以上 195単位</u></p> <p>ニ <u>施設入所支援サービス費(IV)</u></p> <p>(1) <u>利用定員が40人以下 281単位</u></p> <p>(2) <u>利用定員が41人以上60人以下 214単位</u></p>

- (3) 区分4 141単位
- (4) 区分3 109単位
- (5) 区分2以下 88単位

- (3) 利用定員が61人以上80人以下 179単位
- (4) 利用定員が81人以上 162単位

ホ 施設入所支援サービス費(V)

- (1) 利用定員が40人以下 270単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 203単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 170単位
- (4) 利用定員が81人以上 153単位

へ 施設入所支援サービス費(VI)

- (1) 利用定員が40人以下 262単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 195単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 163単位
- (4) 利用定員が81人以上 146単位

ト 施設入所支援サービス費(VII)

- (1) 利用定員が40人以下 256単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 188単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 158単位
- (4) 利用定員が81人以上 141単位

チ 施設入所支援サービス費(VIII)

- (1) 利用定員が40人以下 188単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 146単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 127単位
- (4) 利用定員が81人以上 115単位

リ 施設入所支援サービス費(IX)

- (1) 利用定員が40人以下 184単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 141単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 124単位

注1 イからニまでについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定施設入所支援」という。)又はのぞみの園が行う施設入所支援(以下「指定施設入所支援等」という。)を行った場合に、利用定員及び障害程度区分(障害程度区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害程度区分の判定を行っていない者にあつては、「区分2以下」とする。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位(指定施設入所支援等であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 区分4(50歳以上の者にあつては、区分3)以上に該当する者

(4) 利用定員が81人以上 112単位

ヌ 施設入所支援サービス費(X)

(1) 利用定員が40人以下 180単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 138単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 121単位

(4) 利用定員が81人以上 109単位

ル 施設入所支援サービス費(II)

(1) 利用定員が40人以下 115単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 99単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 92単位

(4) 利用定員が81人以上 88単位

注1 イからへまで、チ及びリについては、次の(1)に掲げる利用者に対して、ト及びヌについては、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる利用者に対して、ルについては、次の(2)又は(3)のいずれかに掲げる利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定施設入所支援」という。)又はのぞみの園が行う施設入所支援(以下「指定施設入所支援等」という。)を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、(3)については、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限るものとする。

(1) 区分4(50歳以上の者にあつては、区分3)以上に該当する者

(2) 第11の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等(同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。)又は第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等(以下「指定自立訓練等」という。)を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

(3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であって、区分3(50歳以上の者にあつては、区分2)以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等若しくは第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等を受ける者

※別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

特定旧法指定施設(法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。)に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他指定障害者支援施設若しくはのぞみの園(以下「指定障害者支援施設等」という。)に入所している者、又は当該特定旧法指定施設若しくは当該指定障害者支援施設等を退所した後に指定障害者支援施設等に再度入所する者

(2) 第11の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等(同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。)又は第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等(以下「指定自立訓練等」という。)を受け、かつ、居宅から当該指定自立訓練等が提供される指定障害者支援施設等へ通所することが困難である者

(3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であって、区分3(50歳以上の者にあつては、区分2)以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等若しくは第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等を受ける者

※別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

特定旧法受給者(法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者をいう。)のうち、法附則第22条第3項の規定により介護給付費又は訓練等給付費を支給される者、平成18年9月30日において現に入所していた特定旧法指定施設(法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設をいう。)を退所した後、やむを得ない事情により地域における生活の継続が困難となったと市町村が認めた者

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位(指定施設入所支援等であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が5以上であつて、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。

(2) 平均障害程度区分が5.5以上であること。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が5以上であつて、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の50以上100分の60未満であること。

(2) 平均障害程度区分が5.3以上5.5未満であること。

4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が5以上であつて、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上100分の50未満であること。

(2) 平均障害程度区分が5.1以上5.3未満であること。

5 ニについては、次の(1)又は(2)に定める指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位

(一) 平均障害程度区分が5以上であつて、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40未満であること。

(二) 平均障害程度区分が4.5以上5未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。

(三) 平均障害程度区分が4.9以上5.1未満であること。

(2) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(-)又は(二)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位

(-) 平均障害程度区分が5以上であって、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上であること。

(二) 平均障害程度区分が5.1以上であること。

6 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が4.5以上5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上100分の50未満であること。

(2) 平均障害程度区分が4.7以上4.9未満であること。

7 ヘについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位

数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が4.5以上5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40未満であること。

(2) 平均障害程度区分が4以上4.5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上であること。

(3) 平均障害程度区分が4.4以上4.7未満であること。

8 トについては、次の(1)又は(2)に掲げる利用者に対して、それぞれ(1)又は(2)に定める指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 注1の(1)に掲げる利用者 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(-)又は(二)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位

(-) 平均障害程度区分が4以上4.5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30以上100分の40未満であること。

(二) 平均障害程度区分が4.1以上4.4未満であること。

(2) 注1の(2)又は(3)に掲げる利用者 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位

9 チについては、次の(1)又は(2)に定める指定施設入所支援



等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位

(一) 平均障害程度区分が4以上4.5未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30未満であること。

(二) 平均障害程度区分が4未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30以上であること。

(三) 平均障害程度区分が3.8以上4.1未満であること。

(2) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位

(一) 平均障害程度区分が4以上であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30以上であること。

(二) 平均障害程度区分が4.1以上であること。

10 リについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設

置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合  
にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を  
算定する。

(1) 平均障害程度区分が4未満であつて、かつ、区分5及  
び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の20  
以上100分の30未満であること。

(2) 平均障害程度区分が3.5以上3.8未満であること。

11 ヌについては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる利用者  
に対して、それぞれ(1)又は(2)に定める指定施設入所支援等  
の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に  
、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、  
地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設  
入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の96  
5に相当する単位数を算定する。

(1) 注1の(1)に掲げる利用者 別に厚生労働大臣が定める  
施設基準に適合し、平均障害程度区分が4未満であつて  
、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の  
合計数の100分の20未満であるものとして都道府県知事に  
届け出た指定施設入所支援等の単位

(2) 注1の(2)又は(3)に掲げる利用者 別に厚生労働大臣  
が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に  
届け出た指定施設入所支援等の単位

12 ルについては、注1の(2)又は(3)に掲げる利用者に対して  
、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして  
都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において  
、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応  
じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団

2 イからニまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定施設入所支援等の提供に当たって、指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合 100分の95

## 2 夜勤職員配置体制加算

- (1) 利用定員が21人以上40人以下 38単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 30単位
- (3) 利用定員が61人以上 25単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、当該指定施設入所支援等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。

体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

13 イからルまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定施設入所支援等の提供に当たって、指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合 100分の95

※別に厚生労働大臣が定める施設基準は以下のとおり。

施設入所支援の単位における生活支援員の員数が次の(1)から(3)までのいずれかに該当すること。

- (1)前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下である場合にあつては、2以上
- (2)前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下である場合にあつては、3以上
- (3)前年度の利用者の数の平均値が61人以上である場合にあつては、3に、当該前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

### 3 重度障害者支援加算

イ 重度障害者支援加算(I) 28単位

ロ 重度障害者支援加算(II)

(1) 人員配置体制加算(I)が算定されている場合

- (一) 区分6 10単位
- (二) 区分5 198単位
- (三) 区分4 440単位
- (四) 区分3 538単位

(2) 人員配置体制加算(II)が算定されている場合

- (一) 区分6 20単位
- (二) 区分5 255単位
- (三) 区分4 496単位
- (四) 区分3 594単位

(3) 人員配置体制加算(III)が算定されている場合

### 2 重度障害者支援加算

(1) 重度障害者支援加算(I) 28単位

(2) 重度障害者支援加算(II)

(一) 施設入所支援サービス費(I)が算定されている場合 40単位

(二) 施設入所支援サービス費(II)が算定されている場合 164単位

(三) 施設入所支援サービス費(III)が算定されている場合 306単位

(四) 施設入所支援サービス費(IV)が算定されている場合 435単位

(五) 施設入所支援サービス費(V)が算定されている場合 505単位

(六) 施設入所支援サービス費(VI)が算定されている場合 563単位

(一) 区分6 78単位

(二) 区分5 343単位

(三) 区分4 585単位

(四) 区分3 683単位

(4) 人員配置体制加算が算定されていない場合

(一) 区分6 130単位

(二) 区分5 395単位

(三) 区分4 637単位

(四) 区分3 735単位

注1 イについては、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者が利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。注3において同じ。）の数の合計数の100分の20以上であって、指定障害者支援施設基準第4条又は指定障害者支援施設基準附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第1号に掲げる看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 イが算定されている指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場

(七) 施設入所支援サービス費(Ⅳ)が算定されている場合 605単位

(八) 施設入所支援サービス費(Ⅴ)が算定されている場合 676単位

(九) 施設入所支援サービス費(Ⅵ)が算定されている場合 704単位

(十) 施設入所支援サービス費(Ⅶ)が算定されている場合 730単位

(十一) 施設入所支援サービス費(Ⅷ)が算定されている場合 799単位

注1 (1)については、利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。以下この注1及び注3において同じ。）の平均障害程度区分が5以上であり、かつ、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者が利用者の数の合計数の100分の20以上であって、指定障害者支援施設基準第4条又は指定障害者支援施設基準附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第1号に掲げる看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 (1)については、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数に22単位

合に、さらに 1日につき所定単位数に22単位を加算する。

- 3 ロ(1)については、第5の2のイに規定する人員配置体制加算(I)が算定されている利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は指定障害者支援施設基準附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第1号に掲げる生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- 4 ロ(2)については、第5の2のロに規定する人員配置体制加算(II)が算定されている利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- 5 ロ(3)については、第5の2のハに規定する人員配置体制加算(III)が算定されている利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている

を加算する。

- 3 (2)については、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は指定障害者支援施設基準附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第1号に掲げる生活支援員を、(一)から(三)までに掲げる場合にあつては0.5人以上、(四)から(七)までに掲げる場合にあつては1人以上、(八)から(十一)までに掲げる場合にあつては1.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

6 ロ(4)については、第5の2に規定する人員配置体制加算が算定されていない利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める基準は以下のとおり。

算出した行動関連項目が、15点以上であること。

※別に厚生労働大臣が定める基準は以下のとおり。

算出した行動関連項目が、15点以上であること。

7 ロの(1)から(4)までについては、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、1日につき所定単位数に700単位を加算する。

(削除)

4 夜間看護体制加算 60単位

注 2の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（3の重度障害者支援加算(I)の算定対象となる看護職員を除く。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5 入所時特別支援加算 30単位

注 新たに入所者を受け入れた日から起算して30日以内の期間において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

6 土日等日中支援加算 90単位

注 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する日に、当該指定障害者支援施設において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 土曜日、日曜日等であって指定生活介護等、指定自立訓練等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等（(2)において「日中活動サービス」という。）に係るサービス費が算定されない日

3 新事業移行時特別加算 21単位

注 特定旧法指定施設である指定障害者支援施設が、指定施設入所支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、当該指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。



(2) 利用者が現に入所している指定障害者支援施設等において実施されている日中活動サービス以外の日中活動サービスを利用している場合において、心身の状況等により当該日中活動サービスが利用できない日

#### 7 入院・外泊時加算

- (1) 利用定員が60人以下 320単位
- (2) 利用定員が61人以上80人以下 272単位
- (3) 利用定員が81人以上 247単位

注 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊（指定共同生活介護及び第16の1の注1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この7及び8において同じ。）を認められた場合に、1月に8日（継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

#### 8 長期入院等支援加算

- (1) 利用定員が60人以下 160単位
- (2) 利用定員が61人以上80人以下 136単位
- (3) 利用定員が81人以上 123単位

注 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して外泊を認めた場合に、施設従業者のうち、いずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利

#### 4 入院・外泊時加算

- (1) 利用定員が60人以下 320単位
- (2) 利用定員が61人以上80人以下 272単位
- (3) 利用定員が81人以上 247単位

注 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、1月に8日（継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

#### 4の2 長期入院等支援加算

- (1) 利用定員が60人以下 160単位
- (2) 利用定員が61人以上80人以下 136単位
- (3) 利用定員が81人以上 123単位

注 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して外泊を認めた場合に、施設従業者のうち、いずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利

用者に対する支援を行った場合に、入院又は外泊期間(入院又は外泊の初日及び最終日並びに4の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)について、1日につき、利用定員に応じ、所定単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)。ただし、6の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

#### 9 入院時支援特別加算

- (1) 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに4の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。(2)及び注において同じ。)の日数の合計が4日未満の場合 561単位
- (2) 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者(10において「施設従業者」という。)のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

#### 10 地域移行加算 500単位

用者に対する支援を行った場合に、入院又は外泊期間(入院又は外泊の初日及び最終日並びに4の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)について、1日につき、利用定員に応じ、所定単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)。ただし、6の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

#### 6 入院時支援特別加算

- (1) 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに4の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。(2)及び注において同じ。)の日数の合計が4日未満の場合 561単位
- (2) 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

#### 5 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。以下この注において同じ。)の退所に先立って、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

## 11 地域生活移行個別支援特別加算

イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) 12単位

ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) 306単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算する。

注 入所期間が1月を超えると見込まれる利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。以下この注において同じ。)の退所に先立って、指定障害者支援施設基準第4条又は指定障害者支援施設基準附則第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者(6において「施設従業者」という。)のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

※別に厚生労働大臣が定める施設基準は以下のとおり。

- 1 ①社会福祉士、②精神保健福祉士のいずれかの資格を有する職員を、指定障害者支援施設基準第4条又は指定障害者支援施設基準附則第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき生活支援員に加え、1人以上配置していること。
- 2 精神科を担当する医師（嘱託でも可）による定期的な指導が一月に2回以上行われていること
- 3 医療観察法に基づく通院中の者及び刑務所から出所した障害者等の支援に関する研修を年1回以上行っていること。
- 4 保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること。

注2 ロについては、イが算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣に定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年7月16日法律第110号）第42条第1項第2号に基づき入院によらない医療を受けさせる旨の決定があった日から起算して3年を経過していない者、刑務所からの出所に伴い障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関からの受入依頼を受けた者であって3年を経過していない者又はこれに準ずる者。

## 12 栄養士配置加算

### イ 栄養士配置加算(I)

- (1) 利用定員が40人以下 27単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 22単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 15単位
- (4) 利用定員が81人以上 12単位

### ロ 栄養士配置加算(II)

- (1) 利用定員が40人以下 15単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 12単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 8単位
- (4) 利用定員が81人以上 6単位

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定

## 7 栄養管理体制加算

### イ 栄養管理体制加算(I)

- (1) 利用定員が41人以上60人以下 24単位
- (2) 利用定員が61人以上80人以下 17単位
- (3) 利用定員が81人以上 13単位

### ロ 栄養管理体制加算(II)

- (1) 利用定員が41人以上60人以下 22単位
- (2) 利用定員が61人以上80人以下 15単位
- (3) 利用定員が81人以上 12単位

### ハ 栄養管理体制加算(III)

- (1) 利用定員が41人以上60人以下 12単位
- (2) 利用定員が61人以上80人以下 8単位
- (3) 利用定員が81人以上 6単位

注1 イについては、次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指

障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

- (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の日常生活状況、嗜好<sup>し</sup>等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (3) 利用者ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イ又はハを算定している場合は、算定しない。

- (1) 常勤の栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の日常生活状況、嗜好<sup>し</sup>等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

3 ハについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

- (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の日常生活状況、嗜好<sup>し</sup>等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

### 13 栄養マネジメント加算 10単位

注 次の（１）から（４）までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、１日につき所定単位数を加算する。

（１） 常勤の管理栄養士（平成24年3月31日までの間においては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士）を1名以上配置していること。

（２） 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

（３） 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

（４） 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

### 14 経口移行加算 28単位

注1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、１日につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口に

よる食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

15 経口維持加算

(1) 経口維持加算（Ⅰ） 28単位

(2) 経口維持加算（Ⅱ） 5単位

注1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥<sup>えん</sup>が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能<sup>えん</sup>に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合は、経口維持加算（Ⅱ）は、算定しない。

イ 経口維持加算（Ⅰ）

経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥<sup>えん</sup>が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算（Ⅱ）



経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

16 療養食加算

23単位

注 12の栄養士配置加算が算定されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

※別に厚生労働大臣が定める療養食は以下のとおり。

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食